

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	建築物環境衛生管理技術者国家試験費	事業開始年度	昭和46年度	作成責任者		
担当部局庁	健康局	担当課室	生活衛生課	生活衛生課 松岡 正樹		
会計区分	一般会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項及び第8条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく建築物環境衛生管理技術者国家試験実施及び免状交付等に必要な経費である。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>建築物環境衛生管理技術者国家試験の実施指導、免状の交付、書き換え交付及び再交付の実施。</p> <p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号) (建築物環境衛生管理技術者免状) 第七条 建築物環境衛生管理技術者免状は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、厚生労働大臣が交付する。 一 厚生労働省令で定める学歴及び実務の経験を有する者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者で、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習会(以下「講習会」という。)の課程を修了したもの 二 建築物環境衛生管理技術者試験に合格した者</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者試験) 第八条 建築物環境衛生管理技術者試験は、建築物の維持管理に関する環境衛生上必要な知識について行なう。 2 建築物環境衛生管理技術者試験は、厚生労働大臣が行なう。 3 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。 4 厚生労働大臣は、前項の規定により指定試験機関に試験事務の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。 5 建築物環境衛生管理技術者試験は、二年以上厚生労働省令で定める実務に従事した者でなければ、受けることができない。 6 建築物環境衛生管理技術者試験の科目、受験手続その他建築物環境衛生管理技術者試験に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>					
実施状況	平成20年度 受験者数:11,624名、免状交付者数:3,169名、免状再交付者数:156名					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1.0	0.7	0.8	0.6	0.4
	執行額	0.4	0.4	0.5		
	執行率	40	57.1	62.5		
	総事業費(執行ベース)	0.4	0.4	0.5		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	国が直接執行している。				
	見直しの余地	建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、引き続き国家試験が適性に行われるよう指導を行う。				
予算・監視の効率化	<p>一部改善(執行状況を予算要求に反映)</p> <p>建築物環境衛生管理技術者国家試験費については、毎年度恒常的に不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。</p>					
補記						

建築物環境衛生管理技術者国家試験費



〔 国家試験合格者の免状作成  
及び発送 〕



【随意契約】



〔 国家試験合格者の免状用紙作成 〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
行っているかについて補  
足する)  
(単位:百万円)